

# 家屋解体工事に必要な手続きは？

## 解体工事に着手する前

### 建築物除却届

建築物を取り壊す場合、除却部分の面積が10㎡を超えるものは、届出が必要です。

【届出先・問合せ】三次市建設部都市建築課建築指導係  
TEL：0824-62-6385 FAX：0824-62-6166

### 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律に基づく届出

延床面積が80㎡以上の建築物を解体する場合、工事着手の7日前までに届出が必要です。

【届出先・問合せ】三次市建設部都市建築課建築指導係  
TEL：0824-62-6385 FAX：0824-62-6166

### 水道に関する届出

水道を中止したり水道メーターを撤去等する場合、届出が必要です。

\* 工事中に散水のため使用することがありますので、停止日は解体業者と決定してください。

【届出先・問合せ】三次市水道局水道課営業係  
TEL：0824-62-4843 FAX：0824-62-8111

### 公共下水道（農業集落排水等）の使用休止届出書

公共下水道（農業集落排水等）の使用を休止する場合、届出が必要です。

【届出先・問合せ】三次市水道局下水道課管理係  
TEL：0824-62-6151 FAX：0824-62-6356

### 排水設備等計画確認申請書および排水設備等工事完了届

排水設備の撤去工事を行う際には申請および届出が必要です。

\* 三次市の指定工事店を利用してください。

【申請・届出先・問合せ】三次市水道局下水道課管理係  
TEL：0824-62-6151 FAX：0824-62-6356

### 浄化槽使用廃止届出書

建築物の取り壊しに伴い、浄化槽を廃止した時は、届出が必要です。

【届出先・問合せ】三次市産業環境部環境政策課環境政策係  
TEL：0824-62-6136 FAX：0824-62-6397

### 道路使用許可申請

解体工事を行う際に工事車両を道路上に停めて行うことが必要な場合、道路使用許可の申請が必要です。

申請先・問合せ】広島県警察三次警察署  
TEL：0824-64-0110

つづき

### ライフラインの停止手続

電気・ガス・電話・インターネット・ケーブルテレビ等の停止手続が必要です。  
\* 立会いが必要な場合もあります。停止日までの日程に余裕をもって行ってください。

### 近隣への説明

三次市では近隣説明の実施について法的に定めておりませんが、行われることが望ましいです。

## 解体工事が終わってから

### 建物滅失登記

建物が登記されている場合、取り壊しの日から1ヶ月以内に滅失登記をしてください。

【問合】広島法務局三次支局  
TEL：0824-62-2504

### 家屋の取り壊し届兼住宅用地適用除外申告書

家屋の全部または一部を取り壊したとき、年内に提出してください。  
\* 家屋課税台帳から該当家屋の滅失を行い、住宅用地の特定を除外します。家屋について今年度はそのまま課税されますが、翌年度から課税されません。  
\* 賦課期日（1月1日）を過ぎて提出される場合は、家屋とりこわし証明書など滅失の時期が確認できる書類を添付してください。

【申請先・問合】三次市市民部課税課資産税係  
TEL：0824-62-6124 FAX：0824-62-6345

## 補助金

### 三次市老朽危険建物除却促進事業補助金

老朽化した危険な空家で、近隣や道路に被害を与えるおそれがある「老朽危険建物」の除却工事費の一部を補助します。  
補助金額は、補助補助対象工事に要する経費の3分の1以内（最大50万円）です。  
\* 必ず工事着工前に申請してください。

【申請先・問合】三次市建設部都市建築課建築指導係  
TEL：0824-62-6385 FAX：0824-62-6166

このチラシに関するお問い合わせ先  
三次市建設部都市建築課

TEL：0824-62-6385 FAX：0824-62-6166  
E-Mail：toshikenchiku@city.miyoshi.hiroshima.jp